平成２３年（フ）第２０１２号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地33棟505号、申立時の住所愛知県清須市春日県83番地　グランメール春日205号
債務者　中森　順子（旧姓濱﨑）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０７号
愛知県あま市花正郷中317番地
債務者　笹　　麻紀
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５５号
神戸市東灘区本山南町９丁目５番１―501号
債務者　三木　章子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３５号
神戸市垂水区舞子台８丁目12番５―307号
債務者　武田　敏子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７０号
神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　102棟102号
債務者　小川　忠男
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７６号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１―1001号
債務者　金榮　敏成
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５００号
神戸市灘区天城通７丁目４番21号　山田文化２階、従前の住所神戸市須磨区磯馴町２丁目２番15号
債務者　佐々木孝仁
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２８号
神戸市中央区相生町５丁目14番17号　ｂｒａｖｏ　ａｉｏｉ202、従前の住所神戸市中央区相生町４丁目６番15号　ラポート701
債務者　山下　聡子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４０号
神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目４番27号　ニュー霞ヶ丘マンション201号、従前の住所神戸市垂水区星陵台５丁目10番９号
債務者　廣瀬美津江
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４１号
神戸市長田区重池町２丁目３番５―1101号
債務者　溝口　正子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
兵庫県伊丹市荒牧２丁目６番５号
債務者　加藤　典子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県佐用郡佐用町真宗698番地
債務者　大久保ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市雲山154―36　グレースコートⅡ203号、住民票上の住所鳥取県鳥取市河原町佐貫1107番地18
債務者　山口　勝吉
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
鳥取県倉吉市海田東町33番地　シャーメゾンＳＡＣＨＩ　Ａ―202
債務者　中本　美香
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１９６号
愛媛県伊予郡砥部町大南815番地
債務者　中村　辰次
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５号
愛媛県松山市一番町１丁目５番地14　八束ビル405号
債務者　小倉サワミ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
松山地方裁判所民事部